成年後見制度の可能性と課題

~ 具体の事例を通して考える ~

日時 平成27年2月21日(土)13:30~16:00

会場 たちばな職員研修センター3階 研修室

【開会】(13:30)

挨 拶:中嶋 展也 弁護士 神戸シルバー法律研究会代表幹事

基調説明:「成年後見制度の理解」池田 篤信 司法書士 リーガルサポート兵庫支部

【パネルディスカッション】(13:50~16:00)

現場での事例から

(1) 成年後見制度の申し立て支援等とその費用

(2) 意思能力があるうちからの後見契約

(3) 経済的な虐待・搾取と成年後見制度

◆コーティネーター:西野 百合子 弁護士 神戸シルバー法律研究会事務局長

◆シンポジスト

幸寺 覚 弁護士 弁護士法人 東町法律事務所

谷口 昌良 行政書士 行政書士 リーガルオフィス神戸

山本 勝之 社会福祉士 ゆい社会福祉士事務所

●情報提供「新たな第三者後見人としての市民後見」

【閉会】(16:00)

主 催:神戸シルバー法律研究会・第三者後見ネットワーク連絡会神戸市社会福祉協議会・神戸市

~はじめに~

成年後見申立ての動機は、預貯金等の管理・解約(41.6%)、介護保険契約(施設入所等のため)(18.0%)が多く、財産管理、契約が主な理由となっています。総人口の減少と高齢者人口の増加、単身世帯の増加、長寿化、障がい者の地域移行など、今後成年後見制度を必要とする人の増加が確実に見込まれており、財産管理を中心とする成年後見制度において、身上監護部分に力点を置いた支援のあり方も求められるようになってきました。

今回のシンポジウムでは、成年後見制度の有効性と制度の持つ課題について、実際の事例をも とに専門職が意見を交わします。今後の現場での取り組みの参考にしていただければ幸いです。

目 次

現場での事例から

- (1) 成年後見制度の申し立て支援等とその費用・・・・P3~7
- (2) 意思能力があるうちからの後見契約・・・・・P8~10
- (3)経済的な虐待・搾取と成年後見制度・・・・・P11~14
 - 情報提供・・・・・・・・・・P15~18

参考:主催団体の紹介

神戸シルバー法律研究会とは

- 1.本研究会は、平成4年9月から神戸市が実施した「神戸シルバー法律相談」を受任する 弁護士により発足された団体。平成13年3月31日をもって、当該相談業務が「兵庫 県弁護士会」に引き継がれたことを受け、会員を弁護士以外の医師、福祉関係者、学識 経験者、公認会計士、行政にも拡げ、高齢者・障がい者に関する権利擁護等の調査・研 究機関として再スタートした。(事務局:こうべ安心サポートセンター)
- 2. 平成27年2月現在の会員数は、弁護士10名、医師3名、福祉関係者7名、公認会計士1名、行政書士2名、学識経験者2名、行政3名、社協2名の30名である。

(参考) 主な活動

平成 25 年度	・「成年後見制度の限界とそのすき間を埋めるもの(パートⅡ) ~現場での工夫と取り組み事例から~」					
平成 24 年度	・「成年後見制度の限界とそのすき間を埋めるもの ~現場での工夫と取り組み事例から~」					
平成 23 年度	・「成年後見シンポジウム 専門職、市民後見人の連携」					
平成 22 年度	・「申立て支援から始まる!!成年後見制度の利用」シンポジウム ・「成年後見制度活用サポートブック 改訂版」発行・神戸市成年後見支援センター事業への協力					
平成 21 年度	・「現場からの発信 成年後見制度の活用を考える」シンポジウム ・「成年後見制度活用サポートブック」発行 ・「成年後見制度実態調査」事業への協力					
平成 20 年度	・シンポジウム「みんなで考えよう! 『成年後見制度』」					
平成 19 年度	・「在宅高齢者の虐待について考える」シンポジウム ・「(仮称) 高齢者をサポートする若者 (大学生) 育成プロジェクト」の研究					
平成 18・17 年度	・高齢者虐待の事例検討					
平成 16 年度	・「『高齢者虐待』を考える」シンポジウム					
平成 15 年度	・第2回「死ぬまで幸せに生きるには」シンポジウム ・「権利擁護を支える人材の養成・育成」の研究					
平成 14 年度	・「施設サービス利用者のための権利擁護システム」の研究 ・第1回「死ぬまで幸せに生きるには」シンポジウム					
平成13年度	・オーストラリアの成年後見制度について ・成年後見における身上監護					
平成 12 年度	・成年後見制度における法人後見の研究 ・第2回オーストラリア・ヴィクトリア州現地調査					
平成 11 年度	・成年後見制度における法人後見の研究 ・高齢者の権利擁護を考える国際シンポジウム(H11.11)					
平成 10 年度	・高齢者財産管理に関するシンポジウム開催(H10.6) ・イギリス・ランカシャー現地調査					
平成9年度	・財産管理に関する監査システムに関する研究 ・第1回オーストラリア・ヴィクトリア州現地調査 ・研究報告書「財産管理に関するシステム研究報告書」					
平成8年度	・研究報告書(H8.4)「カナダ・アルバータ州の成年後見と高齢者財産管理」					
平成7年度	・カナダ・アルバータ州現地調査					
平成6年度	・研究報告書(H6.4)「高齢者のための生活支援・財産管理総合システムについて」 ・第2回高齢者財産管理シンポジウム(H6.7)					
平成5年度	・高齢者の財産管理を含めた統合システムの基礎研究 ・第1回高齢者財産管理シンポジウム (H5.7)					
平成4年度	・財産預託制度負担付き(生前)贈与と負担付き死因贈与に関する比較研究 ・高齢者等財産管理事業研究会第1次報告書(H5.3)・神戸シルバー法律相談開始(H4.9)					

第三者後見ネットワーク連絡会とは

1. 連絡会の設立趣旨

近年の成年後見申立件数の増加に加え、身寄りのない高齢者、知的障がい者の親亡き後の問題等により、第三者後見人の需要が高まってきている。一方で、資金面、事例の複雑化などにより、第三者後見人の受け皿不足が生じてきており、今後、ますます急増する制度利用ニーズに対応していくための対策が求められている。 そこで、平成20年11月に神戸市では、第三者後見受任機関のネットワーク連絡会を立ち上げ、相互の情報共有を図るとともに、第三者後見受任に係る課題整理や解決策の検討を行っている。

2. 構成メンバー

①兵庫県弁護士会 高齢者・障害者総合支援センター「たんぽぽ」 ②公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート兵庫支部 ③近畿税理士会 ④一般社団法人兵庫県社会福祉士会 権利擁護センター「ぱあとなあ兵庫」 ⑤NPO 法人上野丘さつき家族会⑥神戸市社会福祉協議会 ⑦神戸シルバー法律研究会会員

現場での事例から

(1) 成年後見制度の申し立て支援等とその費用

(事例)

Aさんは、80才男性、一人で神戸市の賃貸のマンションで年金暮らしをしている。結婚歴がなく、北海道に姪っ子Bがいるが、日頃から付き合いがなく、10年以上連絡をしたこともない。最近認知症が出始めており、近所の甲さんが頻繁にAさん宅に出入りして、Aさんからお小遣いと称して、金銭を受領している。Aさん宅を訪問しているヘルパーのCさんがそのことに気付いて、Aさんにそれとなく注意するが、一向に聞こうとしない。預金はそれなりにあるが、甲さんに小遣いと言って取られて、Aさんの老後の蓄えがなくなってしまわないかと心配である。その後しばらくして、Aさんは家賃を滞納し始め、大家さんから、もうこれ以上滞納が続くようであれば、出て行ってもらうと言われ始めた。

質問 1. Aさんが、お金を甲さんに渡さないようにするには、どうすれば良いか。

① 甲さんをAさん宅に出入りさせないようにする事は可能か。

【回答】

ヘルパーのCさんが、甲さんに出入りを止めてもらうようにお願いすることは可能ですが、Aさんが出入りを許している以上、Cさんが止めるのは難しいでしょうし、その根拠を説明するのも困難です。結局Aさん自身が、甲さんの出入りを拒否しないと、甲さんの出入りを止めさせるのは難しいでしょう。

② Aさんが小遣いを甲さんに渡せないように、A さんの手元現金をなくす事は可能か。

【回答】

ヘルパーのCさんが自ら積極的に A さんの手元現金を預金するというのは無理ですが、Aさんを説得して、Aさんと一緒に金融機関へ行き、手元現金を預金するという方法はあるかもしれません。但し、Aさんが「やっぱり小遣いを甲さんにあげたい」と言って、預金から出金すると結局効果はないでしょう。

③ 後見人や保佐人を選任してもらうのはどうか。

【回答】

認知症の程度によりますが、法的な権限を持つ後見人や保佐人を選任してもらって、預金を含む財産を管理してもらうのが適切でしょう。

質問 2. 法テラスを利用して、法律相談、成年後見(又は保佐人)の申立てをすることができるのは誰か。

① Aさん自身が申立てをするのは可能か。

【回答】

Aさんが申立ての意味を理解しているのであれば、Aさん自身が申立てをすることができます。しかし、Aさん自身が家庭裁判所へ自ら書類を作成して、申立てをすることは能力的に不可能です。そこで、ヘルパーのCさんが、Aさんを連れて、法律相談に行くことになるでしょう。その場合は、市役所等の無料法律相談や、知り合いの弁護士がいるならその方に相談してもいいのですが、法テラス(日本司法支援センター)への相談という方法も考えられます。但し、法テラスでは、利用するにあたって契約を締結しますので、その意味を理解できる能力がなければそもそも法テラスを利用できません。従って、後見人が必要な人は、その人自身が法テラスを利用することは無理でしょうが、保佐人や補助人を選任されるレベルの意思能力がある人なら、本人が法テラスを利用することは可能です。法テラスの法律相談は無料ですが、以下の資力要件(※)を満たす必要があります。(資力要件を満たさない方に対しては、しかるべき他の相談機関をご案内します。)

さらに、法テラスで審査を受け援助決定を得て、弁護士に委任して成年後見の 申立てをすることになった場合、その申立てに係る実費や弁護士費用は、法テラ スが立て替えてくれます(原則償還ですが、生活保護受給者である等要件を満た せば免除制度もあります)。

【資力要件】(※)

A:手取り月収額 200,200 円以下 B:現金預貯金 1,800,000 円以下

② 姪っ子のBさんが申立てをするのは可能か。

【回答】

姪っ子のBさんに連絡が取れて、Bさんが協力してくれるというのであれば、 Bさんは四親等以内の親族ですので申立権者です。従って、Bさんについても上 記資力要件を満たしていれば、Aさん同様に法テラスを利用して、法律相談、成 年後見の申立てをすることができます。

③ ヘルパーのCさんが、申立てをするのは可能か。

【回答】

ヘルパーのCさんが本件の悩みを自分の相談として、弁護士等に相談したいと思い法テラスを利用しようとすると、資力要件をCさんが満たさねばならないので、法テラス利用は難しいです。ただ、本人の身体障害者手帳又は診断書の写しを提出できるのであれば、ヘルパーのCさんや、民生委員や福祉職の方等の社会的支援者を含む第三者が本人の代わりに法テラスを利用して相談を受けることはできます。

もちろん、ヘルパーのCさんは、成年後見の申立権者ではありませんので、自 分の名前で申立てをすることはできません。

なお、本件では、姪っ子のBさんがいるのですぐには難しいですが、例えば申立人がいない場合や親族による申立てがどうしてもできない場合などは、市長申立ての方法が可能であるか考えてもいいかもしれません。

≪現場からの質問≫

Q1:法テラスに法律相談をしてから、成年後見人が選任されるまで、どれくらい時間がかかるか。

A1:法テラスへの相談から選任までの流れと時間は、概ね以下のとおりです。

法テラス相談、法テラス扶助申込み

法テラスの審査 約1ヶ月

法テラス援助決定・弁護士選任 約1ヶ月 着手金等費用 約12万円立替

弁護士による申立て約2ヶ月 実費数千円成年後見人の選任決定約2週間~3ヶ月

診断書の内容が詳細であるか、どの類型(後見か保佐か等)かが明らかか、親族の 同意書が揃っているか、等の事情により違いがありますが、申立てをしてから裁判 所の決定まで、早くて2週間程度、鑑定となれば3ヶ月程度はかかります。

Q2:「申立てに係る実費や弁護士費用は、原則償還」という事だが、法テラスの立替金の総額と月々の返済額はどれくらいなのか?

A2:総額約12万円(鑑定なしの場合)で、原則毎月1万円を返済することとなります。(毎月1万円の返済も難しい方は要相談)

質問 3. 成年後見人が選任された場合、成年後見人に支払う報酬は、法テラスで負担してくれるか。

【回答】

法テラスで立て替えてくれるのは、成年後見申立ての実費(裁判所に納める印紙、切手代、医師の鑑定費用等)や弁護士費用までであり、成年後見人選任後の成年後見人の報酬まで立て替えてくれません。従って、Aさんの負担になります。

なお、本事例では対象とはなりませんが、一定の要件を満たす案件で、本人 財産から成年後見人への報酬を支払うことが困難な場合には、報酬を支援する制 度があります。 質問 4. Aさんは、施設に入所することになりましたが、家主との間で明渡しに伴う原状回復義務の範囲や家賃滞納でトラブルとなっています。ヘルパーCさんは誰に相談すればよいか。またその費用は、法テラスで負担してくれるか。

【回答】

Aさんの成年後見人に弁護士等の専門職が就任した場合は、通常その専門職が、 家主とのトラブルについても、Aさんの法定代理人として、交渉したり訴訟したりします。その場合、実費はAさんの負担になります。

成年後見人が、親族や市民後見人のように専門職でない場合は、成年後見人が Aさんを代理して弁護士に相談したり、示談交渉や訴訟を委任することは可能で す。そのときに、Aさんが、資力要件(P4%)を満たしていれば、法テラスを 利用して、弁護士費用等を立て替えてもらえます。

≪現場からの質問≫

Q1:日ごろ A さんのお世話をしているヘルパーの C さんは、どの様に対応すればいいのか。

A1: ヘルパーの立場としては、自分一人で対処しようとせずに、職場のサービス提供責任者や、サービス提供責任者を通じて担当ケアマネジャーに相談することが適当です。関係者は、あんしんすこやかセンター(地域包括支援センター)とも相談しながら対応することになります。

(2) 意思能力があるうちからの後見契約

(事例1)

子どものいない A さんは、3年前に夫を病気で亡くし、現在はひとり暮らしをしている。親族とも疎遠で、今は元気だが将来の事を考えると不安に感じていた。 成年後見制度のセミナーを聞いて、「元気な今のうちに、将来に備えて、自分の事を安心して任せられる人を見つけておきたい。」と思った。

しかし、親族の中には自分の事を任せられる人が居なかったので、行政書士などの専門職と見守り契約及び任意後見契約を締結した。

質問1:何のために見守り契約をするのか?

【回答】

元気な間は、本人が自分自身で財産管理を行い、行政書士などの専門職は、継続的見守り契約の内容に基づき、定期的に見守り訪問を行いながら本人の状況を確認します。本人の判断能力が不十分となり、日常生活や財産管理等に支障をきたす恐れがあると判断した場合には、任意後見契約を発効させ、当該専門職が財産管理及び身上監護を行います。 (P18 参照)

質問2:任意後見契約を発効させるには、どのような手続きが必要か?

【回答】

家庭裁判所に対し、任意後見監督人選任申立を行い、選任された時点(申立から約2~3ヵ月)から任意後見契約が発効されます。

≪現場からの質問≫

Q1:担当している高齢者が最近認知症で、これまでヘルパーにお金を渡し買い物を してもらっていたが、そのお金がないようだ。以前、本人が「任意後見契約を 結んでいる」と言っているのを聞いた事があるが、任意後見契約が発効されて いるのか、だれが後見人になっているのか等、確認するにはどうしたらいいか?

A1:任意後見契約を結ぶと、その内容が法務局に登記されますので、法務局に登記事項証明書を請求し交付してもらうことで、誰が後見人になっているか、また任意後見契約が発効されているか等を確認することできます。ただし、請求できる人は、本人のプライバシー保護の観点から、本人、任意後見人(任意後見受任者)、任意後見監督人、本人の配偶者及び四親等内の親族などに限定されています。

Q2:担当している高齢者が任意後見契約を結んでいたが、受任者との関係が悪くなり「契約を取りやめたい」と言っているが、どうしたら破棄できるか?

A2:任意後見契約が発効される前であれば、公証人の認証を受けた書面(公正証書)により、いつでも契約を解除することができます。今回のケースのように、どちらか一方からの解除の場合は、解除の意思表示がなされた書面に認証を受け、これを相手方に送付してその旨を通告することが必要となります。また、本人と任意後見受任者両者による合意解除の場合には、合意解除書に認証を受けてすぐに解除の効力が発生します。

一方、既に任意後見契約が発効されている場合は、本人保護の観点から、本人または任意後見人の正当な理由による契約解除であることを家庭裁判所に申立てて許可を得ることが必要となります。また、任意後見人が任務に適しない事由が認められるときは、本人、親族、任意後見監督人は、任意後見人の解任を請求することができます。

(事例2)

Bさんは妻と二人暮らし。子どもはいるが、できるだけ子ども達には医療や介護で金銭的な負担をかけたくないと思っている。日ごろから妻に「自分が認知症になった時は、所有(居住)している不動産を売却して施設に入れて欲しい」と言っていた。そしてその為に相談していた行政書士などの専門職と任意後見契約を締結した。

質問1:Bさんが認知症になった後、Bさんの意思通り不動産の売却はできるか。

【回答】

不動産の処分が代理権に含まれていれば、売却は可能です。

ただし、大きな財産の処分行為となるので、実務上は任意後見監督人にも相談をしながら売却を進めることが、トラブル回避の観点からも望ましいです。

質問2:法定後見での売却との違いは何か?

[回答]

任意後見契約の場合、不動産の処分が代理権に含まれていれば、原則として任 意後見監督人の同意も家庭裁判所の許可も必要なく、不動産を売却することがで きます。一方、法定後見(後見・保佐・補助)の場合、監督人及び家庭裁判所の 許可がなければ、居住用不動産の売却を行うことができません。

質問3:その他に、法定後見と任意後見の違いにどんな事があるか?

【回答】

根本的な違いとして、任意後見の場合は、元気な間に本人自身の意思で、信頼できる人を後見人として選ぶことができます。一方、法定後見の場合は、本人の意思とは関係なく裁判所の審判によって後見人が決定され、場合によっては親族以外の法律の専門職などが選ばれる可能性もあります。(近年は親族よりも専門職が後見人に就くケースが増えています)

また、法定後見では、後見類型に応じて本人が行った一定の行為について、後見人等に取消権がある(例えば、被後見人が不動産を売却してしまった場合に、後見人は売買を取り消せます)のに対し、任意後見では、後見人に取消権は与えられていません。

(3) 経済的な虐待・搾取と成年後見制度

(事例1)

85歳の認知症の母親と長男が同居する持ち家で水漏れが発生した。修繕が必要となったが、長男は仕事をしているが預貯金がないため、母親の定期預金を解約するため銀行に行った。しかし解約には母親に成年後見人が必要と言われたため、長男は自分が後見人になるつもりで家庭裁判所に成年後見の申立を行ったが、第三者が後見人に選ばれた。

別居する二男は、長男が以前に母親の財産で母親の通院用と称してスポーツカーを購入したことがあるので、長男が後見人になることには反対をしている。

質問1:なぜ長男が後見人に選ばれなかったのか?

【回答】

親族間で本人の財産の管理方法や使途に関して意見の相違があるため、長男は 後見人に選ばれませんでした。親族間で意見が一致しない時に、親族の一人を後見 人に選任すると、後々トラブルを生じやすいため、避けることが多いです。

家庭裁判所は他にも、身上監護や財産管理を行うための事務能力・書類の提出などができるかどうかを見極め、成年後見人を選んでいます。

質問2:後見人による財産管理が必要なのは、なぜか?

【回答】

この事例では、定期預金の解約という事で、判断能力が衰えた場合は適切に行うことができないため、後見人が本人を代理して解約することになります。また、預金の管理や財産の活用について、判断能力が衰えた場合も適切に行うことができないため、後見人が本人を代理して管理する事になります。

質問3:後見人は、家屋の水漏れにかかる修繕費用を全額母親の財産から支払うのか。

【回答】

持ち家の修繕は家屋の所有者(登記名義にかかわらず実質的な所有者)が行うことですが、同居親族は居住利益を得ていることから、資力に応じて修繕費を分担すべきであるといえます。本件では、後見人が母親の代理人として長男と話し合い、分担割合を決めます。しかし同居の長男には資力が無いため、結局のところ母親が全額負担せざるを得ないことになるでしょう。

もし、母親も長男も資力が無いために修繕費等の経費を負担できず、持ち家を 維持していけない状況ならば、引き払って賃貸住宅や施設に移ることも検討しなけ ればなりません。

質問4:後見人は、お金の遣い方をどう判断していくのか。

【回答】

後見人は、あくまで本人の財産を、本人の為に遣うというのが原則で、本人に とって必要かどうかで判断します。

お金の遣い方について、後見人と親族とで意見が食い違う場合、例えば、母親が死亡すれば、財産は長男・二男が相続する事になることから、なるべく母親の財産を減少させたくないという動機で、長男や二男が後見人の財産管理について異議を申し立てたり、後見人を訴えたりするケースもあり、後見人は後見業務を行う上で、大変苦慮することがあります。

≪現場からの質問≫

Q1: 長男は、自分が成年後見人になれないと分かった時点で、申立てを取り下げる ことができるか?

A1: 長男は、後見人になれないからといって、申立てを取り下げることは出来ません。

(事例2)

79歳の認知症 A さんは、昨年夫を亡くし、ひとり暮らしをしており、週2回デイサービスで入浴をしている。近隣に住む三女が A さんの世話をしており、年金や預貯金の管理もしている。

最近 A さんは、デイサービスで空腹や皮膚病による背中の痛みを訴えており、 少しやせてきている。

ケアマネジャーが三女に治療の必要性や食事の状況を確認したが、「忙しいので 医療機関には行けない。」「食事は摂らせている。」と言い、治療を受けることがで きていないため、デイサービスでは入浴ができない状況が続いている。

他の姉妹は遠方におり、三女との折り合いも悪いため、母親の介護には協力できない状況である。

なお、三女は最近お金遣いも派手になってきているとの話も聞こえてきている。

質問 1:事例 1と事例 2の違いは何か?

【回答】

本人が必要な生活や医療・福祉サービスを受けられているかどうか、が異なります。

事例1では、母親が必要な生活や医療・福祉サービスの利用などが受けられていれば特に問題はなく、家屋の修繕は母親が住み続けるために財産を使うのが適当かの検討になります。

事例2では、必要な治療や食事の提供が受けられていないこと、デイサービスで入浴ができていないことがあり、三女による世話はなされていますが、必要な生活や医療・福祉サービスの利用が不十分です。

このような場合など、経済的な虐待かどうか判断に迷う場合は、関係者で情報を集約し、相談することが必要です。

質問2:支援者は、本人や家族にどう関わればよいか。

【回答】

母親のお金を無心にくる三女に対して、後見人は「正当な理由のないお金は渡せない」と断る事も出来ますが、母親の世話をしている三女に、引き続き母親の支援をしてもらう事は母親にとって、とても大切な事です。精神的な安心はもちろん、福祉サービスでは対応できない関わり、また、現在の成年後見制度では、後見人は医療同意ができませんので、医療同意が必要な場合は三女にお願いすることになります。そのため引き続き三女との関係を保つことが求められます。そういった意味で支援者は、母親を支えている三女に対しても支援する事が望まれます。

この場合、お金を無心にくる三女に具体的なお金の遣いみちをよく聞き取り確かめます。

質問3:後見人が就任した後、支援者はどのように関わるとよいか?

【回答】

「後見人がつけば、すべて後見人が本人に代わってできる」と勘違いし、これまで関わっていた支援者の協力が得られなくなることがあります。

しかし、後見人が、本人を代理できる権限は、ごく限られています。後見人は 医療同意ができませんし、日常的に関わっているわけではありませんので、身体の 異常などは身体介護をしているヘルパーが観察し、異常があればケアマネジャーに 報告するなどが必要です。後見人も、本人を取り巻く社会資源の一つです。今まで 関わってきた医療・福祉関係者や地域住民の方とともに、支援者の一員となるだけ なので、今まで関わって来た関係者は、引き続き後見人とともに本人を支えていく ことが求められます。

●情報提供(トピックス)

「新たな第三者後見人としての市民後見」	

成年後見制度の相談・問い合わせ先

成年後見制度について

■神戸家庭裁判所 後見センター

管轄:神戸市全域(西区は明石支部でも可)、三木市、三田市

住所:神戸市兵庫区荒田町3-46-1

電話:078-521-5935

■神戸家庭裁判所 明石支部

管轄:明石市、神戸市西区(神戸家庭裁判所でも可)

住所:明石市天文町2-2-18 電話:078-912-3233

成年後見人など候補者の紹介、その他申立て相談

- ■兵庫県弁護士会 高齢者・障害者総合支援センター「たんぽぽ」
 - 相談料:(1) 来館・来所相談は、30分5,000円(税別) 30分を超えた場合には15分ごとに2,500円を加算。
 - (2) 出張相談は、1時間程度1万円(税別)+交通費 1時間を超えた場合には15分ごとに2,500円を加算。
 - ※来館・来所・出張相談は予約制です。
 - ※相談料は、法テラスの基準に従い免除となる場合もあります。
 - ※電話相談の相談料は無料で予約も不要です。電話番号とファックス番号は専用回線がありますので、ご利用の方はたんぽぽ事務局 (TEL: 078-341-0550) へご確認ください。
 - 住 所:神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー13階 兵庫県弁護士会分館内

神戸本部 ☎078-341-0550/要予約(平日10:00~12:0013:00~16:30)

姫路支部 ☎079-286-8222/要予約(同上)

尼崎支部 ☎06-4869-7613/要予約(同上)

■兵庫県弁護士会 「髙齢者・障がい者のための弁護士電話法律相談」

法律専門職(弁護士2名)と福祉専門職(社会福祉士又は精神保健福祉士1名) とがチームを組んで、電話・FAX相談に応じます(無料)。

FAX相談には専用用紙がありますので、事務局(TEL: 078-341-0550) へご確認ください。

電話: 078-362-0074 FAX: 078-362-0084

(毎週木曜日 13:00~16:00)

■公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート兵庫支部

住所:神戸市中央区楠町2-2-3 兵庫県司法書士会館内

電話:078-341-8699 (相談専用。平日 13:00~16:00)

■一般社団法人 兵庫県社会福祉士会 権利擁護センター「ぱあとなあ兵庫」

住所:神戸市中央区坂口通2-1-1 兵庫県福祉センター5F

電話:078-222-8107 (平日 10:00~16:00)

■一般社団法人 コスモス成年後見サポートセンター 兵庫県支部 「コスモスひょうご」

住所:神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 クリスタルタワー13階

電話:078-361-5363 (平日9:00~17:00)

■兵庫社労士成年後見センター

住所:神戸市中央区下山手通7丁目10-4(兵庫県社会保険労務士会館)

電話:078-360-4864 (平日9:00~17:00)

■近畿税理士会 成年後見支援センター

住所:大阪市中央区谷町1-5-4 (近畿税理士会館2階)

電話:06-6941-2922 (平日9:00~17:00)

成年後見制度に関する相談

■神戸市成年後見支援センター(運営:神戸市社会福祉協議会)

住所:神戸市中央区磯上通3丁目1-32 こうべ市民福祉交流センター4階

電話:078-271-5321 (平日9:00~17:00)

身寄りがない方などの法定後見申立てについて

■各区役所保健福祉部あんしんすこやか係

介護保険制度の利用、高齢者虐待への対応、成年後見制度の活用支援などについて

■あんしんすこやかセンター(地域包括支援センター)

お近くのセンターの所在については、各区役所保健福祉部あんしんすこやか係 にお問い合わせください。

障がいのある方の地域での生活支援について

■障害者地域生活支援センター

お近くのセンターの所在については、各区役所保健福祉部あんしんすこやか係 にお問い合わせください。

【各種制度の概要】

1. 任意後見契約

- ●現在は元気で支障はないが、将来、判断能力が十分でなくなったときのために、今のうちに信頼できる任意後見受任者(将来の任意後見人)と財産管理・身上監護などの支援内容・方法を決めておき、任意後見契約を公正証書にして結んでおきます。
- ●将来、判断能力が衰えたときに、任意後見監督人が選任され、その監督のもとで任意後見人による支援が始まります。(※任意後見契約の発効については、8ページを参照)
- ●上記時期を判断するために、通常は見守り契約(下記)を併用します。

費用

任意後見契約公正証書作成費用

- **<手数料> 約2万円**(公正証書作成手数料1万1千円+登記手数料など)
- **<報酬> 約10万円**(専門家に公正証書の作成完了まで依頼する場合)
- ※将来、任意後見を発効する場合は、別途費用が必要となります。
- ※見守り契約と財産管理契約を併用する場合は、別途その契約費用と月々の報酬が必要です。

支援者

- 公正証書は、公証センターに相談し、作成してもらいます。
- ●将来支援をお願いする契約相手は、信頼できる人であれば、親族の方でも専門家で もよいでしょう。

2. 見守り契約(任意後見契約と併用)

支援する人が本人と定期的に面談や連絡を行い、本人の生活および健康状態を把握して、任意後見の開始時期を相談したり、判断してもらう契約です。任意後見が始まると本契約は終了します。

費用

- <契約書作成などの費用> 約15万円(専門家に任意後見契約の作成とあわせて依頼した場合)
- **<定期的な報酬> 約5千円~/月**(専門家に依頼した場合)

支援者

- 契約相手は、信頼出来る人であれば、親族の方でも専門家でもよいでしょう。
- 任意後見契約と併用する場合は、同じ人と契約するのがよいでしょう。
- ※「費用」については、弁護士・司法書士・社会福祉士などの専門職の違いにより、また、 依頼する職務内容・範囲・難易度に応じて異なります。本文中に示した金額は、あくまで も一つの"目安"であり、具体的な金額については各専門家と個別にご相談ください。

【「成年後見制度活用サポートブック」(改訂版) P9 より】